

山梨県公報

第千五百二十一号

平成十六年

十一月四日

木曜日

目次

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………七一九
河川区域の指定の一部改正……………七一九

告示

山梨県告示第五百十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
薬局明野	斐崎市小田町小田川千四百十六番地二

山梨県告示第五百十八号

一級河川平等川に係る河川区域の指定(昭和五十年山梨県告示第二百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月四日

山梨県知事 山本 栄彦

「第二十七号図から第三十二号図まで」を「第一号図から第十三号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番